

岐阜大学図書館寄附金謝礼企業紹介ポスター掲示要項

平成31年2月15日

図書館長 裁定

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人岐阜大学寄附金受入規程（以下「受入規程」という。）第5条の規定により、岐阜大学図書館（以下「図書館」という。）で受入れを決定した寄附金の寄附者に対する謝礼として実施する図書館所有の資産を用いた企業紹介ポスター（以下「寄附ポスター」という。）の掲示に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附ポスターの掲示場所)

第2 寄附ポスターの掲示場所は、図書館（医学図書館を含む。）建物内のフロア及び階段とする。

(寄附者の募集)

第3 寄附ポスターの掲示募集は、図書館長が必要と認めた方法により行う。

(寄附ポスターの掲示申込み)

第4 寄附ポスターの掲示申込みをしようとする者（以下「寄附ポスター掲示申込者」という。）は、受入規程第3条に定める寄附申込書とあわせて寄附ポスター掲示申請書（別紙様式1）を図書館長に提出するものとする。

(寄附者の審議)

第5 図書館長は、第4の申込みがあり、かつ、受入規程に基づく受入れが決定されたときは、図書館委員会に寄附ポスター掲示の可否を諮るものとする。

2 図書館委員会では、第6各号に定める観点を踏まえ、審査を行う。

(寄附ポスターの範囲)

第6 寄附ポスターは、図書館の業務運営に支障を及ぼさず、かつ、その用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとし、次の各号のいずれかに該当する場合には行わない。

- 一 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- 二 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- 三 政治性のあるもの。
- 四 宗教性のあるもの。
- 五 就職、採用等に関する情報であるもの。
- 六 社会問題についての主義主張があるもの。
- 七 美観風致を害するおそれがあるもの。
- 八 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの。
- 九 その他掲示するポスターとして不相当であると図書館長が認めるもの。

(寄附ポスターの掲示決定)

第7 図書館長は、第5の規定により寄附ポスターの掲示を決定したときは、寄附ポスター掲示決定通知書（別紙様式2）により、寄附ポスター掲示申込者に通知するものとする。

(損害賠償等)

第8 寄附ポスターに掲示したポスターの内容が反社会的行為等により、図書館に損害を

与えた場合は、その損害の全部又は一部を寄附ポスター掲示申込者に賠償させるものとする。

(免責)

第9 掲示したポスターの内容に関する苦情等の紛争については、寄附ポスター掲示申込者の責任において解決することとし、図書館はその責任を負わないものとする。

(寄附ポスターの掲示決定取消し)

第10 図書館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、寄附ポスターの掲示決定を取り消すことができる。

一 虚偽の内容により、申込みをしたとき。

二 前号に掲げるもののほか、不適切と図書館長が認めるとき。

2 前項の規定により寄附ポスターの掲示決定を取り消した場合においては、図書館長は、当該寄附ポスター掲示申込者に対し、その賠償の責めを負わない。

(協議)

第11 この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、寄附ポスター掲示申込者と図書館が協議し、決定する。

(雑則)

第12 この要項に定めるもののほか、寄附ポスターの掲示に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成31年2月15日から実施する。

別紙様式1（第4関係）

年 月 日

国立大学法人岐阜大学図書館長 殿

法人等名

住 所

代表者名

印

寄 附 ポ ス タ ー 掲 示 申 請 書

岐阜大学図書館寄附金謝礼企業紹介ポスター掲示要項第4の規定に基づき、下記のとおり申請します。

希望するポスター掲示の期間： 年 月 ～ 年 月

※ 掲示を希望するポスターを添付願います。

別紙様式2（第7関係）

年 月 日

（法人等名） 殿

国立大学法人岐阜大学図書館長 印

寄 附 ポ ス タ ー 掲 示 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請のありました寄附ポスター掲示申請書について、下記のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分 掲示する 掲示しない

掲 示 期 間 年 月 ～ 年 月

掲 示 内 容 別添のとおり